

第20回独立行政法人評価委員会

農林水産省大臣官房文書課
第20回独立行政法人評価委員会

日時： 平成23年8月31日

会場：農林水産省第2特別会議室

時間： 13:30～15:00

議事次第

1 開会

2 議事

(1) 各分科会の審議の経過及び結果について（報告）

(2) 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について（意見聴取）

- ① 農林水産消費安全技術センター
- ② 種苗管理センター
- ③ 家畜改良センター
- ④ 農業・食品産業技術総合研究機構
- ⑤ 農業生物資源研究所
- ⑥ 農業環境技術研究所
- ⑦ 国際農林水産業研究センター
- ⑧ 森林総合研究所
- ⑨ 水産大学校
- ⑩ 水産総合研究センター
- ⑪ 土木研究所

(3) その他

3 閉会

午後1時30分 開会

○淵野委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第20回農林水産省独立行政法人評価委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参集いただき、ありがとうございます。

開催に当たりまして、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項において、会議の定足数は過半数とされておりますが、ただいま委員25名のうち19名が出席いただいておりますので、本日の委員会は成立要件を満たしていることを御報告いたします。

それでは、本日の審議についての説明及び配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○文書課長 文書課長の新井でございます。前任の高橋に代わりまして8月2日付で文書課長に就任いたしましたので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、大変御多忙中のところ、御出席賜りまして、大変ありがとうございます。

まず初めに、本日の配付資料につきまして御確認をいただきたいと思ひます。資料の頭に配付資料一覧、それから、議事次第があらうかと思ひますが、その後ろに資料1、資料2、資料3-1～資料3-13までとなっておりますが、漏れ等ございませんでしょうか。右肩にそれぞれ資料番号を付しておりますので、配付資料一覧と見比べながら御確認いただきまして、もし資料に過不足等ありましたら、事務方に言っていただければと思ひます。よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○淵野委員長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思ひます。

まず、最初の議事についてでございますが、「各分科会の審議の経過及び結果について」でございます。2月の評価委員会以降、各分科会において、第3期中期計画や22事業年度の業務実績評価などについて御審議いただいております。分科会における審議の経過及び結果につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして、委員会に御報告いただくことになっておりますが、各分科会の審議の状況については、まず、資料2をごらんいただき、各分科会からの御報告とさせていただきます。資料2をごらんください。それでよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議事でございますけれども、中期目標期間の評価に移りたいと思ひます。

本日は、農林水産省が主管となっており、22年度で中期目標期間の終了いたしました10の独立行政法人の評価について、各分科会の担当の委員から審議の状況について御報告をいただいた後、意見交換を行いたいと思います。これから各法人について御説明いただきますが、全10法人の評価結果の案及び特記事項を資料3-1としてとりまとめてございます。

それでは、まず、農林水産消費安全技術センターについて、農業分科会の夏目委員からお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○夏目委員 それでは、農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームを担当しております夏目でございます。私から御報告させていただきます。

農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームは本年8月3日に開催し、第37回農業分科会は8月18日に開催し、第2期中期目標期間の実績評価について検討を行ったところでございます。評価を実施するに当たり、法人に対して詳細なヒアリングを実施するとともに、法人からは自己評価シート等の補足資料が提出され、適切な評価を実施することができたものと考えております。

それでは、第2期中期目標期間の評価についてですが、お手元の資料3-2の1ページをごらんください。業務実績の総合評価でございます。まず、総合評価についてですが、農業分科会といたしましては、第2期中期目標期間の総合評価は、中期目標がすべて達成されていることから、A評価とさせていただきます。

当該法人は、第2期中期目標期間中の平成19年4月に農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所の3法人が統合して発足しました。そのため、平成18年度の実績評価は3法人それぞれで行われておりますので、18～22年度の評価結果の欄には、参考として3法人の評価結果を記載してございます。「消」は農林水産消費技術センター、「肥」は肥飼料検査所、「農」は農薬検査所の評価結果となっております。

資料1ページをごらんください。当該評価に至った理由についてですが、評価を行うに当たっては、評価基準、評価指標と併せて「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」を踏まえて行っております。中項目の評価を行うに当たり、評価指標に基づき、小項目の評価を行いましたが、すべての指標はA評価としております。この小項目の評価を踏まえまして、中項目の評価でも、すべての項目をA評価とし、大項目及び総合評価につきましても、業務実績及び達成度合い等を総合的に判断した結果、中期計画は的確に実施さ

れているものの、S評価とすべき事項はなかったことから、すべての大項目及び総合評価についてはA評価としたところでございます。

次に、1ページの「各大項目ごとの評価結果」に対する主な意見といたしましては、まず、1ページの「(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」についてですが、理事長は法人に与えられた使命・課題を的確に認識し、社会的ニーズに対応して的確かつ柔軟に業務運営を行うため、各分野の専門家から成るプロジェクトチームの設置、緊急時や繁忙期に機動的かつ柔軟に職員を配置するスタッフ制の活用など、効率的な業務運営に努めておりました。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、内部統制機能を充実・強化し、適正な組織運営が図られており、本部及び地方組織の再編・統合についても適切に対応されておりました。

また、業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点の722名から49名削減することにより、平成17年度決算額を基準として、計画値は5%のところ、7.4%削減するなど、節減に取り組まれており、効率的な業務運営により経費削減も適切に行われていると判断されます。

福利厚生費についても、永年勤続表彰の見直し等を行い、適切に対応されておりました。

次に、1ページの「(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置」についてですが、「食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組」につきましては、「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査プロジェクトチーム」など8課題について、各課題ごとに設置されたプロジェクトチームにおいて調査・分析等を実施するなど、効率的かつ効果的に実施されています。

また「窓口業務の全国における実施」につきましては、事業者及び消費者から寄せられたさまざまな相談に対して、すべての窓口において適切に対応されておりました。今後「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の指摘を踏まえ、相談窓口業務の見直しについて適切に対応されることが期待されております。

次に、2ページの「(3) 予算、収支計画及び資金計画」についてでございます。随意契約の見直しにつきましては、一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の割合につきましては、公告期間の延長や調達情報のPR等に努めた結果、改善が図られておりました。

次に「(4) 短期借入金の限度額」についてですが、実績がなかったため、評価は行っておりません。

次に「(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」についてですが、平成 20 年度に神戸センターの移転、新築に伴い不要となる旧庁舎及び土地について、庁舎と土地を一体で神戸市買主代理「神戸市土地開発公社」に平成 21 年 3 月 31 日付で売却し、適切に対応されていました。

なお、保有している重要な資産や実施許諾に至っていない特許については、保有する必要性等の検討を行っていくことが必要であります。

次に、3 ページの「(6) 剰余金の使途」についてですが、実績がなかったため、評価しておりません。

そして「(7) その他主務省令で定める業務運営に関する事項」についてですが、法人の中期計画項目である「1 施設及び設備に関する計画」「2 職員の人事に関する計画」及び「3 積立金の処分に関する事項」についてですが、すべて適切に対応されていました。

以上、御報告を終わります。

○淵野委員長 ありがとうございます。

次に、種苗管理センターについてでございますが、本日、種苗管理センタープロジェクトチームの渡邊委員が御欠席でございますので、私から説明させていただきます。

その前に、1 点、資料の修正がございますので、事務局から該当個所の説明をお願いいたします。

○文書課課長補佐 資料 3-3 をごらんください。29 ページですが、評価単位ごとの評価シートの一番上の評価項目、達成状況の欄でございます。点線で区切られているところの上ですけれども、小項目数 27 となっております。計算式が S、A、B、C、D とあります。合計の欄ですが、26 点となっておりますけれども、これは 27 点でございます。27 点と御修正いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、委員長、お願いいたします。

○淵野委員長 それでは、私から御説明申し上げます。ただいまの資料 3-3 の 1 ページ

をお開きください。

評価手法、評価に至った経緯については、記載のとおりでございます。大項目7項目のうち、評価対象外2項目となっております。残りの5項目全体がA評価でございます。この結果に加えまして、独立行政法人整理合理化計画における指摘事項に対しても的確な対応がなされていることを踏まえて、総合的に勘案し、当法人においては中期目標期間の計画は達成されたものと、A評価といたしました。

それでは、業務運営に対する主な意見について御説明いたします。大項目の第1「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」についてでございます。運営費交付金の削減が続く中、理事長を初めとするスタッフの方々の適時・的確な指導力の発揮により、効果的かつ効率的な業務運営がなされていると了解いたしました。

それから、栽培試験についてでございますけれども、延べ21種類、111品種について、公募による委託を行っております。民間委託の努力でございますけれども、委託に当たっては、栽培試験は品種個別の栽培経験や地域特性が重視されるものでございますので、慎重な検討が必要であろうという指摘がございました。

それから、育成者権侵害の相談に対する体制は、目標とした整備が完了されましたが、国際間の権利侵害の対応の重要性は更に増していることから、重要な部署の人員の確保等、更なる充実をお願いしたいと思っております。

それから、ばれいしょ原原種生産については、急速増殖技術への切り替えが進んだことを評価しております。今後は品種特性の確認方法について、更なる向上を期待しているところでございます。

なお、ばれいしょ原原種生産における平成20年以降の肥料、農薬等の高騰に対し、人件費抑制努力等により対応されていることを高く評価しております。

このような生産コストの削減努力によりまして、原原種の配布価格は安定しておりますけれども、今後「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づいた、ばれいしょ原原種の配布価格の引き上げ等の指示がございますが、生産振興の見地から、配布先と十分な協議を行い、原採種並びに一般栽培に影響が出ないようにお願いしております。

それから、災害対策用種子については、効率的な生産・備蓄については順調に進んでおりますけれども、今後は社会的ニーズへの対応に重点を置いた生産体系にシフトすることの検討を指摘しております。

なお、整理合理化計画により、平成20年度にコンプライアンス推進規程等を整備し、

またコンプライアンス委員会において、職員アンケートにより行動規範を策定、周知徹底を図るなど、職員の意識高揚に努めているところを評価いたしております。

それから、大項目の2でございますけれども、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」についてでございます。

1つは、栽培試験の実施点数の拡大については、景気の動向等により品種登録の出願件数が減少したことによりB評価となっておりますが、業務自身は順調に進んでいる。経済動向等で実施点数が伸び悩んでいるということでございます。

それから、栽培試験対象植物の種類拡大について、専門家を含むプロジェクトチームの設置等、体制整備を含めて精力的に進めた結果、目標を大きく上回っているため、この点はS評価ということでございます。

それから、栽培試験の対象品種等の保存点数の拡大について、毎年度、目標の300品種程度／年度を2倍以上上回ってきておりまして、これもS評価ということなんです。

それから、新規植物の種類別審査基準案の作成期間の短縮について、目標の1.5年以内について、約半分の8か月と大幅に短縮しております。

それから、登録品種等のDNA情報データベース化は、育成者等の保護に向け、世界に先駆けた仕組みの構築として、委員の方からも高く評価されてきたところでございます。

以上、これら栽培試験の質の向上の高い評価に対して、それぞれS評価ということになっております。

更に、育苗検査について、その能力の維持・向上は予算との関連性が高いのですが、経費削減が求められる中、よく対応しているという御指摘でございます。

それから、病害検査点数を着実に拡大しておりますけれども、種苗管理センターが積極的にニーズを見極めることにより、研究機関との更なる連携強化を図ることを望みたいということでございます。検査業務等、大学等ではなかなかやりたがらないということもございますけれども、積極的にセンターでやっております。今後、研究機関との連携強化を図ることを期待したいということでございます。

それから、パパイヤの未承認の遺伝子組換え種子の流通拡大を阻止するために、検査法の確認、採種、検査・報告を迅速かつ的確に行ったことは優れた成果だと評価いたしました。

それから、さとうきびの原原種生産については、県からの原原種の配布申請数量を適正なものとするために、国・自治体の関係部局において情報交換、調整を図ることを望みます。

す。

また、種苗伝染性病害の簡易な検定手法の開発については、研究関心が薄い分野であり、種苗管理センターが主体的に進めていくことを期待しております。

大項目の3番目「予算、収支計画及び資金計画」についてでございますけれども、経費節減の取組みとして、競争入札による競争性の向上、本所における一括契約など、効率化が図られているほか、本所における各農場からの個別要求を精査し、調整・配分するなど、選択と集中が可能となってきております。

それから、第4項目の「短期借入金の限度額」については、実績がございませんので、評価を行っておりません。

第5項目の「重要な財産の処分等に関する計画」については、久留米分室用地の返還、知覧農場敷地及び金谷農場跡地の売却や、業務移管先である西日本農場等の施設整備、更には八岳農場の原原種生産業務の廃止等に伴い、耕地及び周辺山林等の地主への返還など、計画に基づき、適切に進められてきていると評価されます。

それから、6項目の「剰余金の使途」については、実績がなく、評価を行っておりません。

続きまして、第7項目に入りますが、「その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項」についてでございます。計画的な施設整備等により、業務の適切かつ効率的な実施が図られております。

また、職員の人事については、人員の確保及び適正配置等が行われ、また職員への研修が体系的に実施されており、人材の育成が図られております。

それから、8項目「その他センター業務に関する指摘事項」として、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点に基づきまして評価をしております。

「保有資産の管理・運用について」は、実物資産について、毎年度、土地・建物等資産利用度、将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について分析を行うとともに、監事による監査、評価委員会による事後評価を受けておりまして、過大なものとはなっておりません。

それから、知的財産については「種苗管理センター知的財産基本方針」を策定し、特許の移転推進のTLOであります農林水産技術情報協会と再実施許諾権付与に向けた協議を行っております。

それから「人件費管理について」は、給与水準はラスパイレス指数、本年は97.8でござ

いますが、毎年度 100 以下で推移しており、適正な水準となっております。

また、人件費については、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与の見直しを行うとともに、種苗生産部門等の要員の合理化等により、決算額比で基準年度比 8.5% の削減となっております。

法定外福利厚生費については国の取扱いに準じており、適正と認められます。

3 番目に「契約について」でございますけれども、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、契約の点検・見直しを行い、結果を公表しているほか、種苗管理センター契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しや、一般競争入札の競争性の確保について点検がなされております。

また、随意契約見直し計画に基づき、原則として一般競争入札等によっており、同計画を達成していると認められます。

更に、一者応札等の改善に向け、業者に入札情報を提供する RSS 方式を導入するなどの改善を図っております。

それから、4 番目は「内部統制の充実・強化について」でございますけれども、第 1 項目で説明してございますけれども、充実・強化が図られております。

続きまして、さきの農業分科会において御指摘された点がございますので、御報告いたします。

第 1 点は、栽培試験対象植物の種類拡大について、2 種類以上という目標に対して、実績は 20 種類拡大と大きく上回っている結果でございましたけれども、その理由について質問がございました。

回答としては、栽培試験の出願点数が世界的な経済等を背景に減少していることから、栽培試験実施業務から栽培試験対象植物の拡大へ、特に要員をそちらへ振り向けて、栽培試験対象植物の種類拡大に力を入れたためという説明がございました。

それから、2 点目は、施設・機械等の業務実施体制に合わせた重点的配置及び保守管理の徹底による機械・器具費の低減について、低減の度合いを金額として示すことはできないかという質問でございました。

この回答については、保守管理能力に関わってくる問題でありまして、特に職員研修により、その点の向上を図っているということでございますけれども、これはなかなか金額で示すことは現時点では難しいという答えでございました。

以上で本法人の評価結果の御説明を終わらせていただきます。

それでは、農業分科会の野村委員より、家畜改良センターについてお願いしたいと思えます。

家畜改良センターに関連して、資料の修正がありますので、事務方から説明させていただきます。

○文書課課長補佐 資料3-4が家畜改良センターの説明の資料になります。こちらには誤りはないのですが、先ほどご覧いただきました資料3-1、評価の結果の案の一覧というものがございます。ここに誤りがございますので、見比べながら訂正させていただきます。

資料3-1の家畜改良センター、各項目の評価で、小項目等というところで、S評価が1、A評価が5、B評価が0となっております。ここに間違いがございました。

家畜改良センター資料3-4の1ページをごらんください。一番上の「評価に至った理由」のところ「個別に評価を行う最下位項目については、A評価111項目、B評価1項目であり」となっております。ですので、こちらに合わせたいと思えますので、資料3-1のS評価1を0としていただきます。A評価51を111と訂正してください。B評価0を1と訂正をお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○淵野委員長 それでは、野村委員、よろしく申し上げます。

○野村委員 独立行政法人家畜改良センターを担当しております野村です。

家畜改良センターの第2期中期目標期間業務実績評価（案）について、ただいまから御報告いたします。

家畜改良センターの中期目標期間の評価につきましては、7月28～29日にかけてプロジェクトチームを開催し、法人から詳細な事業報告を受け、評価基準に照らして評価案を作成いたしました。また、8月18日に開催されました農業分科会において、評価結果（案）を報告いたしました。

お手元の資料3-4、評価結果（案）の1ページ目をごらんください。まず、総合評価の結果でございますが、中期計画どおり順調に実施されたと認められることから、総合評価はA評価といたしました。最下位項目につきましては、中期計画及び年度計画に即して

設定した評価基準に照らし、A評価 111 項目、B評価 1 項目となり、大項目についてはすべてがA評価となりました。

特筆すべき事項は特にありませんが、業務の重点化などの取組みによる業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及び業務の質の向上に関する取組み、自己収入増加への取組みなど、財務関連の取組み、更に、政府方針を踏まえた取組み等を総合的に評価した結果、総合評価はA評価が適当であると感じました。中期目標期間の評価ですので、法人が行う事務事業及び組織形態について評価いたしました。

家畜改良センターは、平成 13 年に独立行政法人化し、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善を初め、畜産に関わる幅広い業務を実施してきました。特に近年、家畜における希少な品種及び系統については、貴重な遺伝資源として見直されており、これら希少品種及び系統を保存維持し、家畜の遺伝的多様性を確保しつつ能力の向上を図っていくことは、施設及び技術面から、当法人以外では実施することが困難であること、また、類似した業務を行う他の独立行政法人等も存在しないことから、今後とも行政と密接な連携の下で、引き続き独立行政法人として直接行うことが必要であると考えております。

次に「業務運営に対する主な意見等について」、大項目ごとにまとめましたので、かいつまんで御紹介いたします。

第 1 の業務運営の効率化に関する事項です。①ですが、第 2 期中期目標期間においては、めん羊、実験用小型山羊、実験用ウサギ、山羊については民間等を中心とした種畜の生産・供給体制を構築する等により、法人が行ってきた種畜供給業務を中止する方向で業務の重点化を図ることとされ、計画どおり実施されてきました。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、ジャージー種やブラウンスイス種、日本短角種、馬、めん山羊などの希少な品種等の改良増殖や飼養管理技術の改善にも今後積極的に取り組むことが必要であることから、第 3 期中期目標期間において法人が有する技術の普及及び改良素材の提供等に一層努めていただきたいと考えております。

第 2 の国民に対して提供するサービスに関する事項です。①の乳用牛及び肉用牛の育種改良について、引き続き後代検定事業や遺伝的能力評価を円滑に推進するとともに、優良種雄牛、種雌牛等を計画以上に供給しておりました。特に遺伝的能力評価の実施においては、評価手法の改善や見直しを現場のニーズに応じて行っており、評価できると考えております。引き続きニーズに応えた業務を実施していただきたいと思います。

②の豚の育種改良について、系統豚「ユメサクラ」を初めとする優良種豚を積極的に P

R し、計画どおり種豚や精液を供給しておりました。特に 22 年度は口蹄疫が発生し、豚の移動が制限される中、計画どおり供給できたことは評価できると考えております。

③の鶏の育種改良について、特にセンターが作出した純国産系「はりま」「たつの」「岡崎おうはん」について、消費者、生産・販売関係者との連携の下、普及に取組み、また、地鶏や銘柄鶏生産のため、生産・販売関係者のニーズに応える取組みを実施してきており、評価できると考えております。

⑤の調査研究について、さまざまな課題に継続的かつ積極的に取り組んでいることは評価できると考えております。一方、引き続き課題の重要度や目標の達成度を評価し、重点化を図ることに努めていただきたいと考えております。

以下、第3の「予算、収支計画及び資金計画」から、第5の「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」も順調に目標を達成しておりました。

以上が第2期中期目標期間の業務実績評価の報告でございます。

○淵野委員長 ありがとうございます。

それでは、以上、農業分科会の3法人について報告いただきましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。ございませんでしょうか。それでは、ありがとうございました。

続きまして、農業技術分科会の齋藤委員より、農業・食品産業技術総合研究機構について、御報告をお願いいたします。

○齋藤委員 千葉大学の齋藤でございます。

農業技術分科会では、7月に3回、8月に2回部会を開催し、8月12日の分科会で全体的な議論という形で評価を進めました。

まず、中間目標期間に係る評価、総合評価はAでございます。ただ、中項目で見たときには、Sが2つ、Aが14、Bが1ということになります。一部はS評価ということで、高い評価をしている次第でございます。

まず、農業・食品産業技術総合研究機構というのは、4つのミッションを持っております。1番目として、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験研究を行うことによって、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するという。2番目に、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことによって、農業を担う人材の育成を図る

こと。3番目に、民間等で行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進することによって、当該産業技術の高度化に資すること。4番目に、農業機械化促進法に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うこと。この4つのミッションでございます。この観点から、第2期中期目標の業務の実績について調査・分析して評価した結果を、これから説明申し上げます。

最初は、主要な業務である研究開発についてでございます。

まず、「自動化技術等を応用した軽労・省力・安全生産システムの開発」、それから「人獣共通感染症、新興・再興感染症及び家畜重要感染症等の防除技術の開発」この2つについて高く評価し、S評価としました。

まず、前者でございますが、第1期に開発された田植えロボットの性能を2倍に引き上げるとともに、農作業ロボットの通信制御インターフェースの標準化を進めました。センサーや制御部を田植えロボット等と共有化できるコンバインロボットを完成させるなど、農作業ロボットの実用化に向けて研究が大きく進捗したということでございます。

後者でございますが、世界に先駆けてBSEの生前診断や危険部位除去等のリスクの管理につながるBSEのプリオンたんぱく質の超高感度検出技術の開発、それから鳥インフルエンザウイルスの全ての血清タイプを高精度かつ簡易に検出できるRT-PCR法の開発など、実用面でも重要な役割を果たし得る貴重な成果が数多く得られているということございまして、この2つがS評価でございます。

次に、「環境変動に対応した農業生産技術の開発」でございます。これは、基礎的な知見の獲得にとどまるものが多かったということございまして、その後の研究の重点化と加速化によって、産地の支援につながる温暖化対策技術の開発にもつながっていることから、A評価としております。その他の課題についても、中期目標を達成したと判断し、A評価としました。

更に、地下水統御システムや、耕うん同時畝立て播種技術がそれぞれ数千ヘクタール普及したということ、それから飼料用稲品種、パン用小麦、果樹、野菜、お茶などの新品種の普及、生産履歴管理マニュアルや小規模水路の点検・補修等のマニュアルの提供など、研究成果の普及による農業現場における生産性の向上も順調に進んでいるということでございます。また、口蹄疫、鳥インフルエンザ、BSEの検出技術やDNAによる品種判別技術の提供、麦類の赤かび毒の低減技術の提案、GM作物の認証標準物質の頒布など、食の安全に関しても大きな社会的な貢献をしてきたということでございます。

一方、「近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授」についてでございます。農家子弟以外の就業希望者にも門戸を開き、農業者と一体となった就業教育と、きめ細かな就農支援によって、卒業生の90%が就農されてきたことは評価できますけれども、残念ながら、各年度の入学者は定員を下回っております。かつまた、平成22年4月の事業仕分けの結果として、平成23年度入学者の新規募集はしないということで、これはB評価でございます。

次に「生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進」でございます。これは、適切な進捗管理により、査読論文数や特許出願数が中期計画の目標に達しております。

「生物系特定産業技術に関する民間研究の支援」におきましては、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、業務の見直しを決めておりますが、引き続き着実な売上納付に向けた取組みが期待されております。

次に「農業機械化の促進に関する業務の推進」についてでございますが、17機種の農業機械を開発して、市販化を進めるほか、ホームページに「農作業安全情報センター」を設け、農作業安全eラーニングシステムなど、農作業事故低減に資する情報発信に努めており、評価できるということでございます。

次に「行政との連携」でございます。これは、東日本大震災をはじめとして、地震、豪雨、地すべり等の災害に迅速に職員を派遣し、二次災害の防止や復興計画の検討に貢献したこと、鳥インフルエンザや口蹄疫等の発生に際し、緊急病性鑑定や防疫活動に即応したことなど、行政からの要請を受けて危機管理に積極的に協力したことから、これをS評価としております。

「研究成果の公表、普及の促進」についてでございますが、普及に移し得る成果の数が目標をやや下回っております。しかしながら、査読論文数、プレリリース、国内品種登録出願、国内特許出願、国内特許許諾率は中期計画の数値目標を達成しております。また、「専門研究分野を活かした講習、研修」も目標を大きく上回る規模で実施されております。

次に、管理・運営についてでございます。評価・点検に当たりましては、農研機構評価委員会における評価に加えて、研究所、地域、専門区分ごとに、外部専門家、あるいは有識者を交えた自己評価を行い、業務推進上の問題を明確化するとともに、20年度に行った点検作業シートに基づいて、研究チームの見直し、あるいは研究職員の重点配置を実施しております。また、中間目標の達成に必要な重点課題には、運営交付金を重点的に配分しており、国の委託プロジェクト研究についても積極的に取り組んでおります。以上から、

十分評価できるということでございます。

小規模な研究拠点については、21年度に組織見直し実施計画を策定いたしました。関係機関との調整を開始するとともに、国の事業仕分け等で見直しを指摘された業務につきましても農水省の決定に従い、見直しを行っております。

研究支援部門でございますが、支払・決算業務を本部に一元化するなど、事務処理業務の効率化に取り組むとともに、男女共同参画の推進、情報・広報活動や情報セキュリティ対策の強化等、新しい業務にも取り組んでおります。特に産学官連携では、特許、品種等の出願、管理、許諾を一元的に行う知的財産センターを設置して、民間、大学、都道府県等と、延べ1,861件の共同研究、延べ1,153件の協定研究を実施するとともに、知財利用の促進を図っているということで、評価できるということでもあります。

海外機関との連携につきましても、GM農産物の定量分析に関する国際試験室間の共同試験や、東南アジアにおける鳥インフルエンザについての共同研究等を積極的に進めております。

次に「人事に関する計画」でございますが、研究職採用における任期制の一層の活用や、テニユアトラック制の導入など、多様な雇用形態を整備するとともに、研究チーム長の公募や国家公務員のI種試験に代わる独自試験の開始など、中期目標達成に必要な人材確保の取組を充実させております。更に、育児を行う職員の各種勤務時間制度の拡充や、一時預かり保育支援制度の創設など、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備にも熱心に取り組んでいます。以上のことから、この項目につきましてはS評価としております。

次に「環境対策・安全管理の推進」についてでございますが、20年に不適切な管理下にある特定毒物等が発見されて以降、一斉点検の実施、規制薬品に係る法令・諸規定の教育・訓練及び不要薬品の廃棄を進めるとともに、規制薬品を一元管理するコンピュータシステムの導入を開始する等、改善が進んだということで、A評価といたしました。

以上から、第1の「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、第2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、第3の「予算、収支計画及び資金計画」、第5の「重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」、それから第7の「その他農林水産令で定める業務運営に関する事項等」の全体に関しても、中期目標を十分達成していると判定してA評価といたしました。

以上でございます。

○淵野委員長 ありがとうございます。

続きまして、農業技術分科会の西澤委員より、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターについて、御報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○西澤委員 それでは、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターの順で御報告させていただきます。

まず初めに、独立行政法人農業生物資源研究所は、国民生活及び社会経済の安定に資する農業の生産性の飛躍的向上や、農産物の新たな需要・新生物産業の創出に不可欠な生物機能の効率的利用技術の開発と、これを支える基礎的研究を実施しております。そのため、世界をリードする生命科学の基盤研究を目指すとともに、生物関連産業のための革新的な技術開発を、業務運営全般の効率化を進めつつ行うことが求められております。このような観点から、第2期中期目標期間の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は、お手元の資料3-6のとおりです。

まず、主要な業務である研究開発につきましては、10ページに示しましたように、「アグリバイオリソースの高度化と活用研究」において、イネにおける各種ゲノムの解析や、コア SNP セットの開発を初め、ブタ全ゲノム解読への貢献と、豚の肉質改良に向けた DNA マーカーの開発など、注目すべき成果を得ておりまして、高く評価できます。「ゲノム情報と生態情報に基づく革新的農業技術」に関しましても、イネいもち病の病理機構の解明など、多くの成果が得られております。

また、13ページに示しましたように、スギ花粉症緩和米、血清コレステロール値調整機能米の開発や、有用物質生産のための遺伝子組換えカイコの作出効率向上など、「新たな生物産業の創出を目指したバイオテクノロジーによる有用物質生産技術の開発」については、国民にもわかりやすい成果を数多く生み出しているために、S評価といたしました。

更に、新たにイネの遺伝子発現データベース Rice X Pro を公開したのを初めとして、研究成果のデータベース化、遺伝資源や遺伝解析材料の配布など、基礎・基盤研究の成果が広く社会で活用されるよう取り組んでいることも評価できます。

管理・運営につきましては、6ページに示しましたように、従来からの研究課題評価に加えて、研究支援部門を含めた業務運営を自己評価する体制を整備し、評価結果を予算配

分や研究課題の再編に反映させております。組織につきましては、松本・岡谷拠点をつくば地区のシルクテクノロジー部門と統合し、北杜地区は蚕資源のジーンバンク機能に特化させ、組織再編を完了しております。

研究支援部門においても、桑園株間除草の外注など効率化を進める一方で、遺伝子組換えカイコの大量飼育技術の実証等の専門的業務に新たに組み込んでおり、評価できます。

産学官連携につきましても、血友病モデルブタの開発など、民間、大学等の共同研究を強化し、その成果として、81件の国内特許出願を行っており、評価できます。

一方で、9ページの「環境対策・安全管理の推進」につきましては、B評価としております。ただし、一斉点検により発見された不適切な管理下にある化学物質につきましては、化学物質一元管理システムの導入や、使用頻度の低い古い薬品等の廃棄処分に研究所全体で取り組んでおります。遺伝子組換え温室の不適切な管理に関しましても、関係監督官署の指示・指導の下で再発防止の徹底を図っております。

以上のことから「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」「3 予算、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」のすべてについて、中期目標を十分達成したと判断しまして、Aと評価いたしました。

続きまして、農業環境技術研究所について御報告いたします。

独立行政法人農業環境技術研究所は、農業と環境に関する問題解決のため、農業に関わる地球環境、化学環境、生物環境についての基礎的研究を、業務運営全般の効率化を進めつつ行うことが求められております。このような観点から、第2期中期目標期間の業務の実績について調査・分析し、評価した結果が、お手元の資料3-7です。

主要な業務である研究開発につきましては、10ページの「農業環境のリスクの評価及び管理技術の開発」において、ウリ科野菜POP s汚染リスク対策の体系化や、カドミウム汚染水田の浄化技術の開発など、計画を上回る成果が得られたほか、水稻及びダイズのカドミウム吸収抑制マニュアルが配布、活用されるなど、社会貢献の面からも高く評価できるため、「農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発」をS評価といたしました。

「自然循環機能の発揮に向けた農業生態系の構造・機能の解明と管理技術の開発」につきましても、水田水管理による温室効果ガスの排出量抑制技術を開発し、全国で実証する

とともに、開放系大気 CO2 増加実験施設 FACE 等の観測に基づき、精緻化した農耕地からの温室効果ガス排出量算定方式が IPCC のガイドラインに採用されるなど、社会経済的な貢献が評価できます。

「農業生態系の機能の解明を支える基盤的研究」につきましては、土壌情報閲覧システム等のデータベースの公開を行っているほか、土壌モニタリングを活用した土壌の理解増進に取り組んでいます。

更に、7 ページに示しましたように、福島原発事故に際し、長年取り組んできた農業環境中の放射性物質等の長期モニタリングデータの提供、水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標作成への協力、農作物及び土壌の放射能濃度の測定など、長年の研究蓄積を生かしつつ、緊急の要請に迅速に対応したことから、専門分野を生かした社会貢献については S 評価としております。

管理・運営につきましては、6 ページに示しましたように、自己評価会議における問題点や対応策の検討、業務運営の中間点検の導入、評価時期の前倒し等の改善を行い、評価結果をリサーチプロジェクトの再編や予算配分に反映させる取組みが進んでおります。特に環境研究の中核となる開放系大気 CO2 増加実験施設 FACE を整備するとともに、モンスーンアジア農業環境研究コンソーシアムを設立し、IPCC など、地球環境問題への国際的な枠組みづくりに貢献したことは評価できます。

他独法、大学、民間等との共同研究についても、第 2 期中だけで 38 件の特許出願等の効果を生んでおります。

研究支援部門では、管理業務の効率化と経費削減を目指して、高精度機器の保守や外国雑誌、試薬購入等の契約方法見直しが順調に進んでいます。

9 ページの「人事に関する計画」につきましては、任期制の一層の活用を図りつつ、テニユアトラック制を導入するなど、長期的視点に立った人事を行うとともに、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境を整備していることが評価できます。

一方、「環境対策・安全管理」につきましては、河川への油漏れや規制化学物質の不適切な管理が見られたため、B 評価といたしましたけれども、安全管理室の設置、化学薬品管理システムの導入、使用予定のない薬品類の廃棄など管理の改善が進んでおります。

以上のことから、「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」「3 予算、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で

定める業務運営に関する事項等」のすべてについて、中期目標を十分達成したと判断し、Aと評価いたしました。

次に、国際農林水産業研究センターについての御報告です。

独立行政法人国際農林水産業研究センターは、国際的な食料需給の安定や地球規模の環境問題への対応のため、食料・農林水産業・環境分野への国際研究協力を、業務運営全般の効率化を進めつつ行うことが求められております。このような観点から、第2期中期目標期間の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は、お手元の資料3-8のとおりです。

主要な業務である研究開発につきましては、10ページ以降に示しましたように、研究プロジェクトへの派遣と共同研究員等の招へいを積極的に進め、「アフリカ稲作振興のための共同体」等の国際研究ネットワーク形成に努めるとともに、国際的な食料・環境問題の解決に向けた農林水産技術の研究開発を推進しております。特に、干ばつや塩害などのストレス耐性メカニズムの解明と耐性作物の作出、東南アジアにおけるバイオマス利活用技術の開発、熱帯・亜熱帯水域の生物資源の持続的利用及び水産養殖技術の開発においては、注目すべき成果を得ておりまして、全体として中期目標を達成しております。

更に、西アフリカサヘル地域における耕地内休閒システム、インドシナ半島における肉牛飼養標準、モンゴル国の牧民による自立的な井戸改修・維持管理手法、ベトナムの柑橘グリーンング病多発地域におけるキングマンダリンの総合管理技術などの成果の普及を進めるとともに、研究成果の産業化を目指して民間企業と連携し、オイルパーム廃棄木からのエタノール変換技術、閉鎖循環式飼育技術を活用した屋内型エビ生産システムのプラントをそれぞれ実証するなど、研究成果による社会貢献の取組みについても評価できます。

管理・運営につきましては、6ページに示しましたように、新たに研究プロジェクト制の採用に対応した評価システムを構築し、研究課題を総点検し、平成20年度以降、プロジェクトの中止、新設を行っているほか、現地共同研究機関等とフォローアップ調査を実施し、研究成果の現地での普及状況を確認し、研究推進計画等に反映させています。

また、中国現地事務所等を廃止する一方、アフリカ研究拠点を新設するなど、国内外のニーズや戦略的重要性に対応した組織再編を行っており、評価できます。

決済方法の見直しや会計システム等のグループウェアの活用により、総務部門の効率化を進めるとともに、職員を海外研究拠点などに派遣し、会計事務処理の確認や実況調査、安全管理のための情報収集を行っています。

更に、9ページの「環境対策・安全管理の推進」につきましては、海外滞在職員等の安全対策として、「JIRCAS 危険レベル別対応策」に基づき、渡航延期、出張中止等の対応を取っていますが、平成21年度にガーナで特別調査員が急病により死亡したことから、改めて安全及び健康管理の実態調査を行うとともに、現地との連絡体制を充実させています。

以上のように、「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」「3 予算、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」のすべてについて、中期目標を十分達成したと判断しまして、Aと評価いたしました。

以上です。

○淵野委員長 ありがとうございます。

それでは、以上、農業技術分科会の4法人について、何か御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。それでは、ありがとうございます。

続きまして、林野分科会の酒井委員より、森林総合研究所についてお願いいたします。

○酒井委員 林野分科会の酒井です。

資料3-9の1ページに基づきまして御報告させていただきますが、その前に、森林総合研究所の概要につきまして、簡単に口頭で御説明したいと思います。

森林総合研究所は、第2期中期目標期間において、重点研究領域として、社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究、地球温暖化対策に向けた研究、森林生態系の構造と機能の解明を中心に、重点研究領域として実施してきたところです。

平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、林木の優良な新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存なども業務に追加され、実施してきたところです。

また、平成20年4月には、旧緑資源機構業務の一部を承継し、水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業なども業務に追加され、実施してきたところです。

さて、1ページに戻りますけれども、まず「評価の考え方」ですが、中期目標及び中期目標に基づいて作成されました中期計画の達成度合いを客観的に判断するために設定しま

した評価単位ごとに自己評価結果の提出・説明を受けて、当該資料の調査・分析を基本として、課題の達成状況を評価いたしました。

52 の評価単位のうち大半は「a : 中期目標を概ね達成している」と判断いたしました。3 つの評価単位につきましては「中期目標を大幅に上回り達成している」と評価いたしました。この3つの評価単位につきましては、後ほど少し詳しく説明させていただきます。

「大項目」につきましては、各評価単位の評定を基に達成割合を計算しまして、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」「財務内容の改善に関する事項」「短期借入金の限度額」「重要な財産の譲渡に関する計画」及び「その他業務農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」について、いずれも「A」と評定いたしました。

「総合評価」につきましても、上記の評定結果を基に「A」と評定いたしました。

先ほど申しました52評価単位のうち3評価単位につきましては、5年間を振り返り「s」と評価いたしました。

まず、森林への温暖化予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発ですが、森林・林業分野の温暖化防止対策について、研究機関としての立場から科学的根拠を明示しつつ、IPCC などにおける国際的な議論に貢献しました。IPCC がノーベル平和賞を受賞されたとき、OB も含めまして6人が表彰されております。

また、京都議定書の報告に必要な国家森林資源データベースの構築、土壌炭素貯留量の算定手法の開発、温暖化の植生への影響予測、森林減少・劣化による排出量推定方法の開発など、特に REDD+におけます森林分類技術におきましては FAO で活用されるなど、評価できる研究活動を着実に推進しておりました。

次に、生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発につきましては、小笠原諸島の外来生物管理手法の開発により、世界自然遺産の登録に貢献いたしました。

それから、国民の生活に非常に密接に関係しますが、松枯れの病原であるマツノザイゼンチュウを簡便に検出する検出キットを開発され、青森での水際の防除に非常に有効に活用されました。また、近年、爆発的に増えておりますナラ枯れに対する実用的な防除技術も、おとり木トラップという技術を開発され、現場の被害防除対策に大きく寄与しました。

それから、森林生物の生命現象の解明ですが、スギ・ポプラの完全長 cDNA の大規模収集、シイタケのゲノムの解読、スギ等の各種機能遺伝子の解明を大きく進め、今後の応

用研究に道を開きました。2件の特許出願をしています。

また、上記以外の項目、例えば、林木育種、水源林造成事業などにつきましては、花粉症対策の新品種の開発や、公益的機能の高度発揮を目的とした新たな施業方法の推進など、社会情勢にも対応しながら、着実に成果を上げています。

一方、森林総合研究所は、森林・林業・木材産業分野において我が国唯一の総合的な研究機関であることから、そのことを常に自覚して、一層リーダーシップを取り、さまざまな研究機関、大学等と連携を深め、これまで以上に法人の使命を果たしていただきたいということも分科会として要望したところです。

それから、平成22年5月31日付で送付されました「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」に記載されている事項、契約関係、内部統制、人件費管理等につきましても着実に対応しているものと評価いたしました。

以上です。

○淵野委員長 ありがとうございます。

それでは、森林総合研究所について、何か御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、水産分科会の小川委員より、水産大学校、水産総合研究センターについて、御報告をお願いいたします。

○小川委員 それでは、水産分科会の小川から、関連独立行政法人に関する評価について御説明いたします。

まず、独立行政法人水産大学校でございます。法人の業務説明を簡単にいたします。

水産大学校は、我が国唯一の水産専門の高等研究機関として、水産業を担う人材の育成を行っております。実学を重視したカリキュラムにより、水産業、水産政策の重要課題に的確に対応した幅広い見識と技術を身につけさせ、水産現場において問題解決能力を備えた人材を育成しております。全都道府県から意欲ある学生が入学し、入試倍率は2.8～4.5倍となっており、水産業の生産・流通・加工分野の中堅企業を中心に貴重な人材を供給しております。業界からの需要は高く、就職率は95～98%、水産業界への就職も約8割となっており、国民への水産物の安定供給など、水産政策の実現に大きく貢献しております。

それでは、中期目標の評価につきまして、資料3-10を見ていただきまして、その1ペ

一ページから、水産分科会では、最下位項目においてすべて「A」と評価いたしました。大項目のすべても「A」、総合評価も「A」とさせていただきます。

1 ページからの資料の評価結果ですが、当該法人に特徴的なところを中心に御説明いたします。

まず「Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」といたしましては、教育実習センターを立ち上げて、実習に関わる実習場や練習船の使用を一元管理する方式を導入したことは、実習教育の充実に資するものとして評価に値するとしております。

次に「Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」でございますけれども、第2期中期目標期間において順調に入試倍率は伸びており、本科での教育内容の改善が本科を受験しようとする高校生に効果的に伝わった結果と言える。また、実情に合わせて専攻科の定員の縮小、水産学研究科における水産管理学分野と水産利用加工分野の新設など、実学を特徴とする本学の教育目的に応じた体制の改革と教育・研究の質的向上は評価できるとしております。

また、本科におきましては、期間中、教育の質の向上について努力をしてきたことが伺え、特に JABEE の導入に伴います教育体制の充実が評価できるとしてしております。その他の項目については、社会的水準を達したという点で満足すべき到達度であると判断しております。

本科と専攻科を合わせた体系的な5か年一貫教育の実施、海技士資格の取得を目指す意欲ある学生のための推薦入試制度の導入、教育職員と練習船の海事教育職員の連携による入学段階からの指導、個人指導等に取り組むことにより、高い定員充足率と海技士免許取得率を確保したことを評価しております。

また、教育対応研究に関しましては、各学科とも水産業の実態に応じた中課題を数課題設定し、論文・著書なども相当数公表しており、評価をしております。行政・産業への貢献としましては、地元、下関に立脚したフグを全学共通テーマに設定し、横断的な研究と地元への情報発信を積極的に行っているとしております。外部資金につきましては、特に科研費の獲得件数が着実に増えてきており、S評価でもよいという評価も出ております。

水産業及びその関連分野の就職率が所定のレベルを達成しており、また、全体就職率も高いレベルであることは、きめ細かな就職対策が功を奏したと言え、評価できるとしております。

就職状況は経済動向にも左右されますが、就職希望者を分母としました就職率が95%を維持できている点は評価できるとしております。

次に、「魚をとるから流通・加工、販売、食の安全・安心そして健康面からの魚食の意義」までを一貫した形で教育している大学として、引き続きアピールしてほしいと要望が出ております。今後、全国の水産高校と連携したイベント等もアピールの機会として考えられるのではないかとしております。

次に「Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画」につきましては、最後のところにあります練習船燃油調達方法の変更等経費の節減に努め、研究費では説明会を開催するなど外部資金の獲得に努め、収支計画及び資金計画については業務が順調に進捗していると評価いたしました。

7番目として「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」でございますが、少子化による受験者数の減少を防ぐため、更にきめ細かな対策を講じられたい。このためには、魅力ある学習内容であること、また、それが実社会と遊離しないよう、広く水産業界に精通した人材をそろえられたいとしております。

以上のことから、水産大学校の第2期中期目標期間における業務は順調に進捗していると評価し、「A」という評価をしたところでございます。

引き続きまして、資料3-11の独立行政法人水産総合研究センターにつきまして御説明いたします。まず、法人の業務説明をまとめて御説明いたします。

水産総合研究センターは、水産に関する調査研究・技術開発を総合的に行う我が国唯一の機関として、農林水産省等の行政機関と密接な連携を図り、行政や社会ニーズを的確に踏まえた研究開発等を推進しております。水産資源の管理に必要な調査・研究を行うとともに、藻場、干潟などの漁場環境の維持・保全、積極的な資源の増殖、天然資源に依存しないウナギ、クロマグロなどの完全養殖に資する技術、安全・安心な水産物の供給、大型クラゲ、赤潮等による漁業被害の軽減、発生予察等に必要な調査・研究技術開発を実施しております。その成果は、国の水産施策や国際的な責務に直接反映されるほか、都道府県や漁業現場等において利活用されております。

それでは、この中期目標期間における評価につきましてであります。先ほどの資料3-11の1ページを開けていただきまして、説明いたします。水産分科会としましては、最下位項目のすべてにおいて「A」という評価をしており、大項目のすべてを「A」、総合

評価も「A」といたしました。

また、幾つか、当該独立行政法人に特徴的な評価内容を1ページのところから説明させていただきます。

まず「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」といたしましては、いろいろございますけれども、最後、国内における共同研究と同様に、国際共同研究も積極的に行われていると評価できる。特に中国や韓国との共同研究を通して、近隣諸国との交流を持ったことは意義がある。今後とも一層の協力関係を構築していくよう期待するとしております。

「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」ですが、2番目、栽培漁業関連のブロック会議では、魚種別分科会へと整理したことによって、従来よりも効率的に栽培漁業研究を推進できる体制となったことを評価する。一方、魚病関係のブロック会議では、県によっては研究がレベルダウンしているところがある。水産防疫においては、県はその最前線に位置している。重要疾病の蔓延防止のためには、魚病診断能力のレベルアップが必要で、そのためにセンターがもっと積極的にコミットする姿勢を見せてほしいという注文も出ております。

次に、ウナギ種苗生産技術の開発は特筆すべきことであり、マスコミでも多く取り上げられました。ウナギの完全養殖の成功は、卵から親への種苗生産を期待させる。既に完全養殖の段階にあるクロマグロは、生残率向上の技術開発がなされ、進展している。その他魚種の種苗を含めて、日本の養殖業の技術の高さを示している。養殖の避けられない問題は、感染症の予防・駆除であるが、コイヘルペスウイルスでは、抗体を用いた試薬を開発し、蔓延防止に効果を上げているなど、病害防除技術の進展も目ざましく、水産業の発展に貢献しているものとであると評価されております。

凍結魚肉の解凍法の開発やバフンウニの苦みを消す研究など、日本の水産物の高品質化、利用拡大に多方面で貢献している。更に、サンマ、マグロの近赤外線分析による凍結履歴判別法の開発、魚体中のメチル水銀やヒ素の軽減化法といった安全・安心を得るための開発が進められている。魚醤についても、アレルギー様食中毒の原因について研究を始め、抑制法を開発している。科学的基礎知識から実験へ、そして実用化して国民へのサービスを実現するというセンターの研究業務は多方面で推進していると評価される。

1つ飛ばしまして、日本の周辺海域のモニタリング調査は、センターでしかできない事業であります。多様なモニタリング要素のそれぞれについて、データベース化と公開が進

められております。基礎データの公開だけではなく、データの科学的解析も進められており、さまざまな国内外の協力や、交渉の場でも有効に利用されることが期待できるとされております。

それから、水産庁との人事交流も積極的に行われており、行政との連携は極めて順調に行われていると考えられる。

多方面にわたり成果の情報発信を積極的に行っていると判断する。特に小学生から一般まで幅広く研究内容を公開して紹介している点は、国民に対する水産の理解に貢献していると考えられる。ホームページへのアクセス数の大幅な増加や、アンケート結果に見るセンターの認知度の上昇は、日常的な情報発信の努力の結果であり、高く評価するとされております。

以下は省略させていただきますが、以上のことから、水産総合研究センターの第2期中期目標期間における業務は順調に進捗していると評価し、「A」と評価したところでございます。

以上です。

○淵野委員長 ありがとうございます。

それでは、水産分科会の2法人について、何か御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。

それでは、4つの分科会から10の法人について御報告いただきましたけれども、全法人を通じて改めて御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。ございませんでしょうか。それでは、特に御意見がないようですので、本日報告いただきました中期目標期間の業務実績に関する評価につきましては、本案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○淵野委員長 ありがとうございます。当委員会では、そのようにすることといたします。

続きまして、土木研究所の中期目標期間の業務実績の評価に係る意見について、農業技術分科会の齋藤委員より御報告をお願いしたいと思います。

○齋藤委員 最後でございます。土木研の中期目標期間の業務実績評価に係る意見でございますが、資料は3-12でございます。

独立行政法人土木研究所は、土木技術に関する研究開発、技術指導、成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資するというのがミッションでございます。

農林水産省と関係しますのは、土木研究所の業務のうち北海道の農水産業の基盤整備に係る研究課題、これが国土交通省と農林水産省の共管ということになってございます。共管部分の業務実績につきましては、毎年度、本委員会から国土交通省独法評価委員会に対して、研究業務の進捗状況について意見を提出することになっており、個々の研究課題につきましても、参考意見を提出してきたところでございます。

主な研究課題について説明いたしますと、まず、「共同型のバイオマスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発」が1つでございます。当評価委員会としては、「消化液の農地への還元量まで考慮した循環システムの構築」あるいは「利用者の経営改善効果等を視野に入れた取りまとめ」を進めるよう期待を述べてきました。これに対して、土木研究所は、22年度までに実証プラントを核としたバイオガス供給と、消化液利用の体系を実証し、「酪農地域における廃棄物系バイオマス利用のための技術書」を取りまとめております。

次に、「積雪寒冷地における農業水利施設に関する研究」については、当評価委員会として、「成果の利用場面を意識した総合的な研究を目指した十分な情報収集と関係機関との連携」及び「成果の活用、普及のための特許申請や成果の実用化に向けた民間との連携」等の取組への期待も伝えてきました。これに対して、土木研は、22年度に民間企業との共同研究により開発した寒冷地に適用できる「水路の補修方法」の特許申請を行うとともに、積雪寒冷地の農業水利施設に対する維持・補修の総合的な優先順位決定指標など、6編の技術資料を取りまとめています。

このように、当評価委員会の意見に対して、国土交通省独立行政法人評価委員会における評価を通して適切な対応が行われ、確実な成果が得られていることから、1ページでございますように、「土木研究所における農業土木及び水産土木に関する第2期中期計画目標間の研究業務は、着実な実績を上げていると認められる。当該業務の重要性に鑑み、貴評価委員会において十分な検討と評価をされたい」という評価意見をとりまとめたところでございます。こちらは、本委員会での決定を経て、国土交通省独法評価委員会へ提出す

ることとしたいと思っております。

以上でございます。

○淵野委員長 ありがとうございます。

土木研究所につきましては、国交省の独立行政法人の評価委員会の所管でございますが、農水省の共管部分について、中期目標期間の業務実績評価に係る意見を申し述べるということでございます。そういう御報告でございますが、この点について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、土木研究所の中期目標期間の業務実績評価に関する意見につきましては、本案のとおり国土交通省の独法評価委員会に対して回答することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○淵野委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

以上をもちまして本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。そのほかに何か意見等ございませんでしょうか。

ほかに御意見、御質問がないようですので、最後に事務局より連絡事項がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○文書課課長補佐 いつものことでございますけれども、本日の評価委員会の議事につきましては、議事規則に従い、議事録にて公開とさせていただきます。議事録ができ上がり次第、各委員の皆様にご確認していただきまして、農林水産省のホームページにおいて公開することといたします。資料の公開につきましても同様となります。

今後のスケジュールですけれども、各分科会で審議いただいた平成22年度の業務実績評価結果と、本日審議いただきました中期目標期間の評価結果につきまして、当省評価委員会から総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して通知いたします。その後、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において、評価結果に対する評価が行われまして、例年のスケジュールで審議が進みますと、12月ごろに総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、当省も含めた各府省の評価委員会に対して意見が通知されることに

なっております。

なお、本日の資料につきましては、卓上にそのまま置いていただければ、事務局で送付させていただきますので、そのようにしていただければと思います。

以上でございます。

○淵野委員長 それでは、以上をもちまして本日の評価委員会を閉会とさせていただきます。皆様方には熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後3時00分 閉会